

入札説明書

1 契約担当部局

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル10階

札幌市建設局総務部用地管理課管理係（電話 011-211-2552 FAX 011-210-6225）

メールアドレス yochi-kanri@city.sapporo.jp

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を1に示す契約担当部局へ書面で提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者として取り扱うものとする。

- (2) 申請書は、下記URLのホームページにおいてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。

(<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/top/douro/soumu-nyuusatsu.html>)

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの同種の対象業務の履行実績及び配置する技術者の同種の業務の履行経験(入札参加資格として履行経験を求める場合に限る。)については、告示において別に定める場合を除き、平成23年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが済んでいる元請としての実績に限り記載すること。

ア 同種業務履行実績書

告示において対象業務ごとに定める同種の業務の履行実績を記載すること。

イ 同種業務の履行を証する書面

上記アの同種業務履行実績書に記載した業務を履行したことを証明する書類(契約書の写し等)を添付すること。また、当該業務の履行内容が確認できる書類(設計図書、設計概要書の写し等)も添付すること。(共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。)

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象業務ごとに定める配置予定の技術者等の資格を記載し、雇用関係を確認できる書類を添付すること。

※ 告示において技術者の同種業務の履行経験を求める場合においては、その履行実績を記載し、当該業務の履行内容が確認できる書類(テクリス、設計書、図面等)を添付すること。

着手にあたっては、記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

また、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者(札幌市工事等最低制限価格運用要領(平成14年12月24日財政局理事決裁)第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。)が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、本市発注の他の業務の落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、札幌市事後審査型一般競争入札試行要領(平成18年9月27日財政局管財部長決裁。以下「事後審査型要領」という。)第5条第3項に定める次順位者として落札候補者となることのできない旨の申出書を直ちに提出すること。

エ 工事費等積算内訳書

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市が告示した業務設計書(見積参考)に記載されている項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して提出すること。

オ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

カ 組合員名簿

事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組合員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は認めない。

なお、入札参加資格の確認について、資料が不足している際は、追加提出を認める場合がある。

3 入札方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、別紙の様式にて作成し、郵送または持参により提出すること。なお、提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「支障物件調査その08014-B(3・4・71号横新道)」の入札書在中」の旨を記載し、上記1あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

イ 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和8年8月27日(木)13時40分開札「支障物件調査その08014-B(3・4・71号横新道)」の入札書在中」の旨を記載し、上記1あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係ない職員がくじを引くものとする。

(4) 入札を行った結果、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた入札においては予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(5) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(6) 入札を行った結果、市長が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。なお、上記(4)により再度の入札を行う場合、1回目又は2回目の入札において最低制限価格を下回る入札を行った者であっても再度の入札に参加することができる。

(7) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(8) 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の指名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。

(9) 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

4 工事費等内訳書の提出

(1) 入札書を提出するにあたっては、入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を添付すること。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す業務費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

5 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 落札決定の取消等

告示第6の条件を満たさない場合は落札者とししないものとする。また、告示第8-3に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、事後審査型要領第6条に定める落札決定までの間において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(以下「参加停止措置要領」という。)に基づく参加停止を受けている者等、告示第3に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

7 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、速やかに通知する。

8 契約書作成の要否等

対象業務の業種に対応する札幌市委託業務契約約款、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、7の落札結果通知以降に、1に示す契約担当部局において交付する。

9 契約締結期限

落札結果通知日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)まで。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

10 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

なし。

(2) 中間前払金

なし。

(3) 部分払金

なし。

11 その他

(1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)、札幌市競争入札参加者心得(平成15年9月10日管財部長決裁)、その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合、資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

(3) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、入札期間の最終日とする。